

# 下関市立大学附属リカレント教育センター運営規程

令和 2 年 3 月 31 日

規 程 第 2 5 号

改正 令和 3 年 3 月 23 日規程第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 1 9 年規則第 1 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下関市立大学附属リカレント教育センター（以下「センター」という。）の管理運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、社会人等を対象として体系的に編成した教育プログラムを提供し、地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 0 5 条の特別の課程の実施及び運営

(組織)

第 4 条 センターに、リカレント教育センター長（以下「センター長」という。）その他必要な職員を置く。

(運営会議)

第 5 条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、リカレント教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、センター長及びセンターに所属する本学の専任教員をもって構成する。

3 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 第 3 条に規定する業務に関すること。

(2) その他センターの運営に関すること。

4 運営会議は、必要に応じて運営会議の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日規程第 43 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。